明治三十二年五月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境省四）　一

〔官庁報告〕

官庁事項

日本貸金業協会の定款の変更の認可に関する公示について（金融庁）　四

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　九

地方公共団体

行旅死亡人関係　八九

会社その他

会社決算公告　九一

○　△　○

告示

○農林水産省環境省告示第四号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十二年六月十一日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年七月八日

農林水産大臣　山田　正彦
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号　10―46Ｐ―0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	日本モンサント株式会社 代表取締役社長　山根精一郎 東京都中央区銀座四丁目10番10号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	乾燥耐性トウモロコシ（改変*cspB, Zea mays* subsp. *mays*（L.）Iltis）（MON87460, OECD UI：MON―87460―４）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所 在 地：茨城県稲敷郡河内町生板字小川4717番地 名　　称：日本モンサント株式会社隔離ほ場 使用期間：承認日から平成24年１月31日まで １　隔離ほ場の施設 ⑴　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 ⑵　隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本遺伝子組換えトウモロコシの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該トウモロコシの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 ⑷　隔離ほ場周辺には、花粉の飛散を防止するための防風網を設置している。また、播種時には防鳥糸などを用いた鳥害防止策を講じる。 ２　隔離ほ場での作業要領 ⑴　本遺伝子組換えトウモロコシ及び比較対照のトウモロコシ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを最小限に抑える。 ⑵　本遺伝子組換えトウモロコシを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該トウモロコシが漏出しない構造の容器に入れる。 ⑶　⑵により運搬又は保管をする場合を除き、本遺伝子組換えトウモロコシの栽培終了後は、当該トウモロコシ及び比較対照のトウモロコシを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。